

淀川水系流域委員会 第 28 回委員会（2004.2.26 開催）結果概要

04.03.19 庶務作成

開催日時：2004 年 2 月 26 日（木） 16：05～18：05

場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B 1 F 第 1 展示場

参加者数：委員 32 名、河川管理者 17 名、一般傍聴者 225 名

1 決定事項

- ・資料 2-2「河川管理者からの質問への回答（案）040226 版」は、質問 8 に対する回答案の一部（P9、10）を修正して回答とする。
- ・次回の委員会は、基礎案が策定された時点で開催する。
- ・河川管理者が開催している対話討論会に関する意見交換の場（対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員の参加を想定）を設ける方向で検討する。

2 審議の概要

第 27 回委員会以降の状況報告

資料 1「前回委員会(12/9)以降の状況報告」を用いて報告が行われた。

河川管理者からの質問に対する回答について意見交換

資料 2-1「河川管理者からの質問に対する回答作成の経緯」について確認後、資料 2-2「河川管理者からの質問（『淀川水系流域委員会意見書 平成 15 年 12 月』に対する疑問点・質問）への回答（案）040226 版」を用いて、各回答担当者（委員）より説明が行われ、意見交換が行われた。回答内容については概ね河川管理者に理解頂き、「1 決定事項」で記したとおり決定された。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

河川管理者からの質問への回答案に関する意見交換

質問 1 について

< 回答案の趣旨 >

- ・現段階で「5 年または 10 年といった年限を区切って段階的に達成すべき目標を明確にし、評価を行う」ということを要求しているのかどうか、が質問の趣旨だと考えている。これに対する回答として、現段階で要求しているのではなく、「当面は、情報を集約・公表・評価する場を設立してほしい」「今後、そのような具体的なプロセスを構築してほしい」という記述を意見書にしている旨を記した。
- ・今後、計画を進める段階で暫定的な目標を設定することは、計画の進捗を評価する、あるいはどのような事業が進められるのかを地域社会が知る上でも重要だと考えている。

< 意見 >

- ・回答内容は理解した。基礎原案に記した、モニタリングの実施、情報の一元化と公表などをどのように具体化していくか実施するなかで考えていきたい。（河川管理者）

質問 2 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 質問は、意見書での「地域の区分」という記述が一般的に認識されている「ゾーニング」と同じ趣旨で記されているのであれば、それは難しい、という指摘だと思う。回答では、「地域の区分」は土地利用で言うところの「ゾーニング」とは全く異なる趣旨のものだ、と記している。
- ・ 意見書や回答に記したように、「特別に保護すべき地域」、「緊急に環境回復が求められる地域」といった地域の認識を持ってほしい。事業の優先度の検討や人為的干渉を保証するなどの観点からも、このような地域の区分を視野に入れてほしい。
- ・ 河川管理者が「流域全体が保全地域である」との前提に立っていることは非常に重要である。このことは流域委員会と河川管理者の共通認識であることを補足しておきたい。

< 意見 >

- ・ 「地域等の区分」とは全域を区分けするという意味ではなく、特定の限定した地域の指定ということだと理解したが、地域の指定もやりすぎるとゾーニングと同じになってしまうことが懸念される。どういう形にするかは今後検討したい。(河川管理者)

質問 3, 10, 15, 16 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ ダムに設置しようとして検討されている魚道は、技術面や効果とコスト、周辺環境への影響等を考えると、魚道を設置しないことも含めてダムごとに学識経験者・住民などから広く意見を聞き、検討すべきである。有効な代替案について流域委員会では現時点で明確なイメージを示すには至っていない。
- ・ ダムの魚道に関しては流域委員会でも議論がわかれており、本回答は多数意見である。資料 2-3 に、本日欠席されている委員の意見として、ダム下流の魚を採捕してダム上流へ放流する方法について、その意義とくみあげ個体の追跡調査の必要性についての意見が掲載されている。

< 意見 >

- ・ 回答内容は理解した。資料 2-3 の委員意見も参考にしたい。(河川管理者)
魚の採捕については、ダムのバックウォーターより上流で魚の生息実態があれば検討すべきである。また、ダムの下までどれくらいの魚が遡上しているのかの実態調査も必要である。個別のダム毎に、いろいろな方が参加して検討されるべきである。魚の遡上と降下を問題としており、くみ上げたとしても、その魚をもう 1 度採捕してダム下流に下ろすことは恐らく不可能であり、現在のところ実施例はない。

質問 4 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 回答で記したように、基礎原案の「みんなで守る」の項に対する指摘と考えて頂きたい。
- ・ 水害の場合は、事前避難が可能であることから、数百人以上の大規模な避難についても検討しておく必要がある。個人での対応には限りがあり、町内会や自主防災組織の充実などへの配慮が必要である。

< 意見 >

- ・ 回答案の内容を理解した。

質問5について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 陸閘を閉鎖した場合でも、ほとんどの場合は特に災害は起こらず、利用者の不満につながっている。万が一に備えることが必要なことは理解できるが、できる限り操作時間の迅速化、閉鎖時間の短縮化を図り、利用者の影響を少なくして欲しい。また、住民に理解を得る配慮も必要である。

< 意見 >

- ・ 閉鎖時期だけでなく閉鎖解除時期についても問題意識を持つようにとのご意見と理解した。陸閘の閉鎖時期に関しては、高潮が引いていくかどうかの予測は気圧や風など様々な要因が関係するため、難しい問題であるが、問題意識を持ってほしい、という意見、回答と理解した。(河川管理者)

質問6について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 基礎原案では、河川敷の利用については河川保全利用委員会で個別具体の検討をされる、と記されている。流域委員会は、河川保全利用委員会の位置づけは認めた上で、河川管理者から内容報告を待つだけでなく積極的に情報を収集し、必要に応じて意見交換するなどの検討を行う必要があり、これらを「連動」と捉えている。
- ・ 流域委員会の提言と河川保全利用委員会の方向が極端に違うことは望ましくないと考えているため、このような「連動」が必要だと考えている。

< 意見 >

- ・ 回答案の内容を理解した。意見書では、河川保全利用委員会についてのみ「連動」と記述されていたため、他の委員会とは違う内容を想定されているのかを確認したかった。流域委員会と各種の委員会は独立したものであるが、何らかの形で連携が必要であると認識している。(河川管理者)

質問7について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 基礎原案に記された「本来、河川敷以外で利用するものは縮小する」を実現するためには、「新たに設置しない」ことを基本方針として明確にしておくべきと考えている。この方針を共有した上で、個々の案件は河川保全利用委員会が実状に応じて判断されるとの認識である。

< 意見 >

- ・ 「新たなスポーツ施設は河川敷に設置しない」と明示することは、河川保全利用委員会の審議の自由度を制限することにもなる。縮小を基本とするものの、地域ごとに事情は異なるため、現時点で「一律に認めない」とするのは言い過ぎではないか。(河川管理者)

委員会の希望としては、個々の案件は河川保全利用委員会の審議にお任せするが、基本方針として、提言や意見書に記した趣旨で行ってほしい、ということ。「絶対にだめだ」とは言えないと思っている。(委員長)

質問 8 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 回答案にも記述しているが、漁業者に言われて現場を見に行ったら、ヘドロが溜まっているのが確認できた。堆積厚が 2、3m はあるという話だった。漁業者の話や現場の様子から、これは何らかの対応が必要だと感じている。平成 4 年頃から堆積が顕著になっていると聞いている。漁業もその影響を受けた可能性があり、漁獲量が減っている。
- ・ 漁獲量が減っていることは間違いないが、原因と考えられることは沢山あり、わからないことも非常に多い。有機堆積物についても、どういうものなのか、堆積の状況はどうなのか、また、それが生態系にどのように影響しているのかも分からないのでまず調べることが必要である。そういう意味で、回答では「今後、データの確認等が必要」と記載し、今得ている情報として各種データの存在や漁業者からの話を記載した。

< 意見 >

- ・ 琵琶湖の湖棚部における有機性堆積物増加の影響については、これまで認識が薄かった。基本データの収集等、調査・検討を開始したい。（河川管理者）
有機性堆積物については、日本自然保護協会で 1997 年から 2001 年くらいにかけて利根川、長良川、吉野川等の河口堰周辺などで、堆積厚、粒度組成、有機物の含有率などを調査している。堆積厚を正確に計測する手法も開発されており、参考にされたい。
- ・ 下記修正意見に対応して回答案を修正する。（委員長）
 - ・ 琵琶湖総合開発事業の終了年に関する表現に誤りがある（P9）。
 - ・ えり網がヘドロで倒れる、という表現を実態に合わせて修正した方が良い（P10）。

質問 9 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 具体的にどのダムと想定しているのではなく、一般論として老朽化した場合の撤去も念頭に置いて検討してほしいということである。

< 意見 >

- ・ 回答案の内容を理解した。

質問 11 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 委員会側で大綱として具体的なものが有るわけではないが、住民参加とは何か、河川整備計画において住民参加がなぜ必要なのか、この理念はどう生かされるのか、といった住民参加のための基本的な考え方、手法、運用の手順などを明示したほうが理解しやすくなるという意味である。

< 意見 >

- ・ 住民参加のあるべき大綱について、基礎原案の 4 章で記したつもりであったが、住民参加とは何か、なぜ必要か等についての記載はなかった。今後何らかの形で示す必要があると思う。（河川管理者）

質問 12 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 意見書で手法の 1 つとして住民対話集会を提案したが、これは 1 つの見本であり、改善しつつ完成度を高めていく必要がある。委員会でも対話集会の報告を受けてさらに議論

を深めていきたい。また、住民対話集会以外にも良い手法があれば河川管理者から流域委員会へ是非提示してほしい。

< 意見 >

- ・ 回答案の内容を理解した。（河川管理者）
河川レンジャーの役割も現場で住民参加を促し、社会的合意を形成していくための1つの手法である。この点を十分認識して今後の試行に活かしてほしい。

質問 13 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 住民間のネットワーク構築のための「基盤整備」とは、河川整備における住民参加や住民同士の合意形成をはかるために、住民がお互いの情報を知り、意見交換を行うための総合的な施策と考えていただければ良い。
- ・ 例えば、流域センターであり、広い意味では河川レンジャーも含まれる。また、情報を広く収集・管理・提供するための部署の設置、既存の水防団や自治会等の支援も基盤整備ととらえている。

< 意見 >

- ・ 回答案の内容を理解した。（河川管理者）

質問 14 について

< 回答案の趣旨 >

- ・ 自然的な水文システム（降雨・降雪、蒸発、河川水・地下水の流れ、地下浸透、樹木による吸水・蒸散など）に対して、人間が水利用、防災のために人為的に行う水の制御や人為的構造物による自然の水文への影響を人為的水文システムと呼んでいる。人為的な水文システムが自然の水文に与える影響が非常に大きくなれば、水の制御や構造物の作り方を変えるなどの人為的水文システムの再構築が必要ということである。

< 意見 >

- ・ 人為的水文システムの意味は理解したが、それが面源汚濁負荷の流出抑制にどのように直接的につながるのかが理解できていない。（河川管理者）
人為的水文システムを構築していくなかで、浸透や滞留機能が損なわれたり、生態系機能が低下することにより、自然浄化能力が減少することによって有機物が分解されずに河川や湖沼に流れ込むことになる、という点でつながりがある。
水循環による人為的な影響と捉えてもらえばよい。（委員長）

今後の流域委員会について

資料 3「今後の流域委員会について」を用いて今後の日程等の説明が行われ、以下の点について確認された。

- ・ 基礎案は遅くとも4月中には策定してほしい。（委員長）
現在、自治体、住民からの意見聴取を行っており、全てが揃ってからの策定になる。できる限り早期の完成を目指したい。（河川管理者）
- ・ 基礎原案で「調査・検討」とされている水位操作やダム等の結論が、現在の委員の任期中に提出されることを希望する。（委員長）
- ・ 流域委員会の提言を受けて河川管理者が開催されている対話討論会について、対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員で改善点、反省点等について意見交換する場を

設けたい。意見書を補充するという意味で、河川管理者の参考にもなるだろう。（委員長代理）

河川管理者主催の対話討論会についての報告

資料 4-2「住民対話集会（円卓会議）について」、資料 4-3「対話討論会（円卓会議）について」を用いて、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム工事事務所、猪名川総合開発工事事務所より対話討論会の開催状況、主な内容について報告が行われた。

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 3 つのテーマ「河川敷保全と利用の方向性について」、「丹生ダムについて」、「天ヶ瀬ダム再開発について」で対話討論会を開催した。
- ・ 様々な意見が出ており、討論会を総括して報告することは難しく、流域委員会の委員には実際に現場を見ていただくのが一番と考えている。
- ・ 丹生ダム、天ヶ瀬ダムについては各 3 回開催し、今後 4 回目を予定している。

<大戸川ダム工事事務所>

- ・ 「大戸川ダムの計画見直し案について」というテーマで京都で 1 回、大津で 2 回開催した。大津では、1 回目で論点が明確にならず討論が深まらなかったことから 2 回開催した。2 回目は論点を絞って意見募集したこともあり、1 回目に比べ活発な討論ができた。

<猪名川総合開発工事事務所>

- ・ 「余野川ダムについて」をテーマに箕面市で 2 回開催した。意見発表者の選考はファシリテーターが、意見がバラエティーに富むことを主眼にして選出した。
- ・ 今回はパネル形式で実施したが、他にインターネットを使った電子討論の可能性についても示唆をいただいている。
- ・ 発言者からの提供資料についてはわかりにくいものもあったため、河川管理者や専門家が作成を補助することを検討してはどうかと考えている。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から意見があった。主な意見は次の通り。

- ・ 木津川上流河川事務所主催の住民対話集会の開催予定が 1 回だけとなっており、他の河川事務所に比べて温度差を感じる。2 回、3 回と続けることで相互の理解が深まると聞いている。一考いただきたい。

ファシリテーター等との各種調整に時間がかかり、他の河川事務所に比べスタートが遅れた。回数については対話討論会の様子からファシリテーターが判断されることになるが、1 回限りで終わる予定ではない。（河川管理者（木津川上流河川事務所長））

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。